

『ISO 環境法クイックガイド 2018』において内容の一部に誤りがありました。  
 謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

138 頁

【誤】

公 共 下 水 道	事業者	使用開始の届出（公共下水道管理者へ）	（ 1 ） 使用開始の時期 （ 2 ） 下水の量又は水質 （ 3 ） 下水の量又は水質の変更	法 11 の 2 ① 罰
-----------------------	-----	--------------------	--	-----------------

【正】訂正箇所は下線部分

公 共 下 水 道	事業者	使用開始の届出（公共下水道 <u>管理者へ</u> ）	（ 1 ） 使用開始の時期 （ 2 ） 下水の量又は水質 （ 3 ） 下水の量又は水質の変更	法 11 の 2 ① 罰
-----------------------	-----	-----------------------------	--	-----------------

139 頁

【誤】

遵守事項		適用条件・ポイント		条項
特 定 施 設	事業者	届出（公共下水道管理者へ）	（1）設置時 （2）届出受理後 60 日以内の設置・変更禁止 （3）現在設置されている施設が新たに特定施設となった場合（30 日以内） （4）特定施設を設置する事業場等が、新たに公共下水道を使用する場合（30 日以内） （5）構造、汚水の処理方法、下水の量、水質の変更時	（1）法 12 の 3 ①罰 法 12 の 6 罰 ①罰 （2）法 12 の 3 ②罰 （3）法 12 の 3 ③罰 （4）法 12 の 4 罰
		届出（30 日以内／公共下水道管理者へ）	（1）①代表者、事業場の名前の変更 ②廃止 （2）譲り受け、借受、地位承継	（1）法 12 の 7 罰 （2）法 12 の 8 ③罰

【正】訂正箇所は下線部分

遵守事項		適用条件・ポイント	条項	
特定施設	事業者	届出（公共下水道管理者へ）	(1) 設置時 (2) 届出受理後 60 日以内の設置・変更禁止 (3) 現在設置されている施設が新たに特定施設となった場合（30 日以内） (4) 特定施設を設置する事業場等が、新たに公共下水道を使用する場合（30 日以内） (5) 構造、汚水の処理方法、下水の量、水質の変更時	(1) 法 12 の 3 ①罰 (2) 法 12 の 6①罰 (3) 法 12 の 3 ②罰 (4) 法 12 の 3 ③罰 (5) 法 12 の 4 罰
		届出（30 日以内／公共下水道管理者へ）	(1) ①代表者、事業場の名前の変更 ②廃止 (2) 譲り受け、借受、地位承継	(1) 法 12 の 7 罰 (2) 法 12 の 8 ③罰

148 頁

【誤】

事業者	水質検査の項目と望ましい範囲	(5) 塩素イオン濃度	単独処理浄化槽：90 mg/l 以上 140 mg/l 以下	(通達) H 7 厚生省衛浄 34 号
-----	----------------	-------------	--------------------------------	------------------------

【正】訂正箇所は下線部分

事業者	水質検査の項目と望ましい範囲	(5) <u>塩化物イオン</u> 濃度	単独処理浄化槽：90 mg/l 以上 140 mg/l 以下	(通達) H 7 厚生省衛浄 34 号
-----	----------------	----------------------	--------------------------------	------------------------

【誤】

<p>土壌汚染状況調査</p>	<p>土壌汚染による健康被害が考えられる場合</p>	<p>(1) 都道府県知事は土地の所有者等に調査命令ができる（内容は、使用が廃止された特定施設の場合と同じ）</p> <p>(2) [命令の基準となる要素]</p> <p>①特定有害物質の汚染が、環境省令で定める基準に適合しない</p> <p>②特定有害物質の汚染に起因して地下水の水質の汚濁が生じるか、生じることが確実</p> <p>③周辺の地下水の利用状況</p> <p>④当該土地への人の立入状況</p>	<p>(1) 法 5 ① 罰 (2) 令 3 ①</p>
-----------------	----------------------------	---	--------------------------------------

【正】訂正箇所は下線部分

<p>土壌汚染状況調査</p>	<p>土壌汚染による健康被害が考えられる場合</p>	<p>(1) 都道府県知事は土地の所有者等に調査命令ができる（内容は、使用が廃止された特定施設の場合と同じ）</p> <p>(2) [命令の基準となる要素]</p> <p>①特定有害物質の汚染が、環境省令で定める基準に適合しない</p> <p>②特定有害物質の汚染に起因して地下水の水質の汚濁が生じるか、生じることが確実</p> <p>③周辺の地下水の利用状況</p> <p>④当該土地への人の立入状況</p>	<p>(1) 法 5 ① 罰 (2) 令 3 <u>(1)</u></p>
-----------------	----------------------------	---	---

【誤】

<p>指定調査機関</p>	<p>(1) 環境大臣又は都道府県知事が申請に基づき指定</p> <p>(2) 技術管理者の設置等の義務あり</p>	<p>(1) 法 3 ①、 29 H14 環境省令 23 号 (2) 法 31</p>
---------------	--	---

【正】訂正箇所は下線部分

指定調査機関	(1) 環境大臣又は都道府県知事が申請に基づき指定 (2) 技術管理者の設置等の義務あり	(1) 法 3①、 29 H14 環境省 令 23 号 (2) 法 33
--------	---	--

164 頁

【誤】

【表 3】特定有害物質の種類と指定基準（法 5、令 3 ①③、則 7 ①、則 9 ①、別表第 1、第 2）

特定有害物質（法第 2 条）	指定基準		第二溶出量基準 (mg 以下/l)
	土壌含有量基準 (mg 以下/kg)	土壌溶出量基準 (mg 以下/l)	
1, 1-ジクロロエチレン	—	0.02	0.2

※〰〰〰 は行の省略です。

【正】訂正箇所は下線部分

【表 3】特定有害物質の種類と指定基準（法 6 ①、則 9 ①、則 31 ①②、別表第 2～別表第 4）

特定有害物質（法第 2 条）	指定基準		第二溶出量基準 (mg 以下/l)
	土壌含有量基準 (mg 以下/kg)	土壌溶出量基準 (mg 以下/l)	
1, 1-ジクロロエチレン	—	<u>0.1</u>	<u>1</u>

## 【誤】

特定有害物質（法第2条）	指定基準		第二溶出量基準 (mg 以下/l)
	土壌含有量基準 (mg 以下/kg)	土壌溶出量基準 (mg 以下/l)	
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06
トリクロロエチレン	—	0.03	0.4
六価クロム化合物	250	0.01	1.5
うちアルキル水銀	150	検出されないこと	

## 【正】訂正箇所は下線部分

特定有害物質（法第2条）	指定基準		第二溶出量基準 (mg 以下/l)
	土壌含有量基準 (mg 以下/kg)	土壌溶出量基準 (mg 以下/l)	
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	<u>0.006</u>	0.06
トリクロロエチレン	—	0.03	<u>0.3</u>
六価クロム化合物	250	<u>0.05</u>	1.5
うちアルキル水銀	二	検出されないこと	<u>検出されないこと</u>

## 【誤】

<p>事業者 (製造業等に 係る工場又は 事業場) ※電気供給業 に属する発 電所(水 力、地熱、 太陽光)を 除く(令1)</p>	届出	<p>特定工場の新設又は増設時に、以下の事項 を市町村長へ届出</p> <p>〔届出事項〕</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 特定工場における製品等</p> <p>(3) 特定工場における設置の場所</p> <p>(4) 特定工場の敷地面積及び建築面積</p> <p>(5) 特定工場における生産施設、緑地及 び環境施設の配置</p> <p>(6) 大気又は水質に係る汚染物質の最大 排出予定量及び当該予定量を超えな いための当該汚染物質に係る燃料及 び原材料の使用に関する計画(指定 地区に属する場合のみ)</p> <p>(7) 特定工場新設のための工事開始予定日</p> <p>※届出後 90 日経過前の届出に係る行為の禁 止(法 11)</p>	法 6 罰
--	----	---	-------

## 【正】訂正箇所は下線部分

<p>事業者 (製造業等に 係る工場又は 事業場) ※電気供給業 に属する発 電所(水 力、地熱、 太陽光)を 除く(令1)</p>	届出	<p>特定工場の新設又は増設時に、以下の事項 を市町村長へ届出</p> <p>〔届出事項〕</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 特定工場における製品等</p> <p>(3) 特定工場における設置の場所</p> <p>(4) 特定工場の敷地面積及び建築面積</p> <p>(5) 特定工場における生産施設、緑地及 び環境施設の<u>面積及び配置</u></p> <p>(6) 大気又は水質に係る汚染物質の最大 排出予定量及び当該予定量を超えな いための当該汚染物質に係る燃料及 び原材料の使用に関する計画(指定 地区に属する場合のみ)</p> <p>(7) 特定工場新設のための工事開始予定日</p> <p>※届出後 90 日経過前の届出に係る行為の禁 止(法 11)</p>	法 6 罰
--	----	--	-------

## 【誤】

敷地面積との割合	緑地面積	20%以上（建築物屋上等緑化施設（他の施設と重複する緑地）は、敷地面積の25%以内で算入可能）	準則 2
----------	------	---	------

## 【正】訂正箇所は下線部分

敷地面積との割合	緑地面積	20%以上（建築物屋上等緑化施設（他の施設と重複する緑地）は、 <u>25%</u> 以内で算入可能）	準則 2
----------	------	---	------

第一法規株式会社  
〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17  
T E L : 0120-203-694  
F A X : 0120-302-640